

契約書・同意書・確認書（該当に○を記入）

（対象物所在地）

（対象物名称）

に係る、

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第47条第1項に規定する防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な要件及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第51条の6第2項により読み替えて準用する、規則第2条の2第2項に規定する要件並びに防災管理者の業務の外部委託に必要な事項は下記のとおりとし、委託者（甲）は、防災管理者の業務についての当該権限を受託者（乙）に付与することに同意する。

記

第1 防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限

令第47条第1項及び規則第51条の6第2項により読み替えて準用する、規則第2条の2第2項第1号に規定する防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限は次のとおりとする。

- 1 防災管理に係る消防計画の作成及び変更に関する権限
- 2 避難の訓練の実施に関する権限
- 3 その他防災管理者の業務を遂行するために必要な権限及び監督に関する権限

第2 防災管理上必要な業務の内容

- 1 令第47条第1項及び規則第51条の6第2項により読み替えて準用する、規則第2条の2第2項第2号に規定する防災管理上必要な業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 防災管理に係る消防計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 避難の訓練の実施に関すること。
- (3) その他防災管理者の業務を遂行するために必要な権限及び監督に関すること。

- 2 この防災管理者の業務の委託範囲は、甲の占有するすべての部分に適用する。

第3 防災管理上必要な事項

令第47条第1項及び規則第51条の6第2項により読み替えて準用する、規則第2条の2第2項第3号に規定する防災管理上必要な事項の内容は次のとおりとする。防災管理者に選任される者は、甲から当該事項について説明を受け、十分な知識を有していなければならない。

- 1 防災管理対象物の位置、構造及び設備等の状況
- 2 防災管理体制及び自衛消防組織の状況

- 3 従業員等に対する防災管理上必要な教育の実施状況
- 4 避難の訓練の実施状況
- 5 その他防災管理上必要な事項

第4 防災管理に関する責任

甲は、乙に防災管理上必要な業務を適切に行わせるための監督責任を負い、防災管理上の最終的な責任を負うものとする。

第5 書の効力

譲渡又は契約の解除等をする場合は、本書における内容は、効力を失う。

令和 年 月 日

(甲) 防災管理者の業務の委託者

名称（法人名）

所在地

電話番号

代表者職・氏名

(乙) 防災管理者の業務の受託者

名称（法人名）

所在地

電話番号

代表者職・氏名

防災管理者職・氏名